

「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づく広域的販売促進事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和8年6月8日制定
〔農商工部農業生産流通課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づく広域的販売促進事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員7名をもって組織する。

- 2 委員は、農商工部長、農商工部理事、農商工部次長兼農業生産流通課長、同課長補佐、同課6次化推進係長、政策開発部選ばれるまち推進課魅力発信係の職員、文化スポーツ観光部観光政策課観光デザイン係の職員とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、農商工部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は審査を実施するにあたり会議を開催することができる。

- 2 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 5 会議は、非公開とする。

(選定基準)

第6条 選定基準は、「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づく広域的販売促進事業業務委託に係る契約候補者選定基準に定める。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、農商工部農業生産流通課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月8日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。